

本校における「いじめの防止等のための対策」に関する基本方針

(いじめの定義)

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」であって、起こった場所については、学校の内外を問わない。

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する方針を定めるものとする。 【いじめ防止対策推進法】

(1) 基本理念

- ① いじめの防止の対策は、すべての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができ、また、学校内外を問わずにいじめが行われないようにすることを旨としておこなわれなければならない。
- ② いじめの防止・早期発見・対処のための取り組みは、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒へのいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ③ いじめ防止等の取り組みは、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが重要であり、学校・家庭・地域その他の関係者、関係機関との連携の下、いじめ問題を克服することを目指して適切・迅速に対処しなければならない。

(2) いじめに関する基本的な取り組み

- ① 学校におけるいじめ防止の取り組み
 - ア 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
 - イ いじめを防止するため、保護者・地域住民その他の関係者と連携を図りつつ、いじめ防止に資する活動であって、生徒が自主的に行うものに対する支援を行う。
 - ウ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置として、月1回の「人権の日」を設定し実施する。
- ② いじめの早期発見の取り組み
 - ア 学校はいじめを早期に発見するため、生徒に対する定期的な調査（月1回の無記名式アンケート）やその他必要な取り組みを行う。
 - イ 生徒及びその保護者、学校の教職員がいじめに関わる相談を行うことができる体制（いじめ防止対策委員会）を整備する。
- ③ インターネットを通じて行われるいじめに対する取り組み

学校は、生徒及び保護者が、発信された情報の高度化その他のインターネットを通じて送信された情報の特殊性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう必要な啓発活動を行う。

そのため、学校においては情報モラル教育を充実させる。インターネットに関する内容を学ぶ場を設け、保護者への啓発活動を計画的に行う。

④ いじめ防止等の対策のための組織の設置

学校は、学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他関係者により構成される「いじめ防止の対策のための組織」（いじめ防止対策委員会）を設置する。

いじめ防止対策委員会(生徒支援部会)の最終的な意思決定は校長が行う。

⑤ いじめに関する年間計画

月	内容	備考
4月	いじめ防止基本方針の読み合わせ 学校生活アンケートの実施	
5月	定期教育相談の実施	定期教育相談事前アンケートを行う。
6月	学校生活アンケートの実施	分析を行い、三者面談等で活用。
7月	学校生活アンケートの実施	
8月	いじめに関する職員研修	
9月	学校生活アンケートの実施	学校評価アンケートの分析
10月	定期教育相談の実施	定期教育相談事前アンケートを行う。
11月	学校生活アンケートの実施	
12月	学校生活アンケートの実施	分析を行い、三者面談等で活用。
1月	学校生活アンケートの実施	学校評価アンケートの分析
2月	定期教育相談の実施	定期教育相談事前アンケートを行う。
3月	学校生活アンケートの実施	

(5) いじめに対する措置

- ① 本人からの訴え、教師の発見、他からの情報等により生徒のいじめを受けていると思われる時は、速やかに当該生徒の関わるいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を教育委員会に報告する。
- ② 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせるとともに、その再発防止をするため複数の教職員及び心理、福祉に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒または保護者に対する支援、及びいじめを行った生徒に対する指導、その保護者に対する助言を継続的に行う。
- ③ いじめを受けた生徒を徹底して守り通し、生徒が安心して教育を受けられるようにするため、必要な取り組みを行う。
- ④ いじめを行った生徒に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮を行いつつも、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、

保護者の協力、関係機関との連携の下取り組みを行う。

- ⑤ いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者との間で、生徒からの伝聞による事実認識の違いが生じたり、対立が起こることがないように、いじめの事案に関わる情報を保護者と共有するための取り組み等、必要な処置を行う。
- ⑥ 生徒がいじめを行っている場合、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該生徒に対して懲戒（ボランティア活動や宿題を課す等）を加える。加害生徒が自らの行為を振り返り、しっかりと更生できるように見守り、継続的な指導を行う。
- ⑦ 学校は、いじめが犯罪として取り扱われるべきものであると認める時は、警察と連携してこれに対処し、生徒の生命・身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある時は直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。

（6）重大事案への対処

- ① 生命・心身の又は、財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は次の対処をする
 - ア 重大事態が発生した旨を、名護市教育委員会へ報告する。
 - イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

（7）いじめの防止等の取り組みのための組織

- ① いじめの予防、早期発見、いじめの対応、再発防止等いじめ対策に総合的に取り組むため、常設のいじめ防止対策委員会を設置する（既存の生徒指導支援部会が兼ねる）
- ② いじめ防止対策委員会の構成メンバーは、生徒指導支援部会の構成メンバーとする。ただし必要に応じてスクールカウンセラー、教育相談担当、その他の関係をメンバーに加える。（構成員：校長、教頭、生徒指導主任、担任、養護教諭）

（8）いじめが起こった際の対応の手順

- ① いじめ発見・報告・気づき・相談 → 連絡・報告
（発見者・報告者→担任→生徒指導主任→教頭→校長）の原則的流れを迅速に行う。
いじめ防止対策委員会（生徒支援部会）を緊急に開催する。現状の把握し、いじめの疑いに関する情報の収集・記録・共有のために、校長の指示とともに以下の手順に沿って、組織で対応する。また、全職員への情報提供及び教育委員会への第一報を行う。
- ② 徹底的に真実を追究する。
 - ア 聞き取りは手分けなどをして、迅速に行う。
 - イ 聞き取りは個別に行う。複数生徒を同時に行うと、気を回して本当のことを言わなくなったりする。
 - ウ 「いつ、どこで、だれが、なぜ、どのように」を明確に確認し、曖昧な点がないようにする。
 - エ 聞き取った内容のすりあわせを行う。場所や期日、関係生徒数等が食い違っていたら、誰が嘘をついているか記憶の混乱があるということ。その時は、もう一

度聞き取りをして真実を明らかにする。
オ 必要に応じて全校あるいは全学年のアンケートなどを実施して証言を集める。

③ 双方の保護者に説明をする

いじめの事実がはっきりしたら、双方の保護者へ迅速に連絡し事実説明をしっかりと行う。特に加害者の保護者に事実をきちんと説明するためにも、いじめの真実の把握を徹底する。

また、被害生徒やその保護者に事実を報告し、学校への要望なども伺い、謝罪も行う。

④ 被害生徒を支援・援助する。

被害生徒が、怪我や精神的苦痛を負った場合は、病院などの機関へ連れて行き、診断させる。スクールカウンセラーや教育相談員等による心のケアにも努める。

⑤ 加害生徒を厳しく指導する

生徒指導主任・担任は、加害生徒の人格の形成に配慮しながらも、いじめはいじめた側が悪いということを認識させるため毅然と指導する。いじめを繰り返さないために加害生徒・学級・学年への指導・支援を組織的に行う。

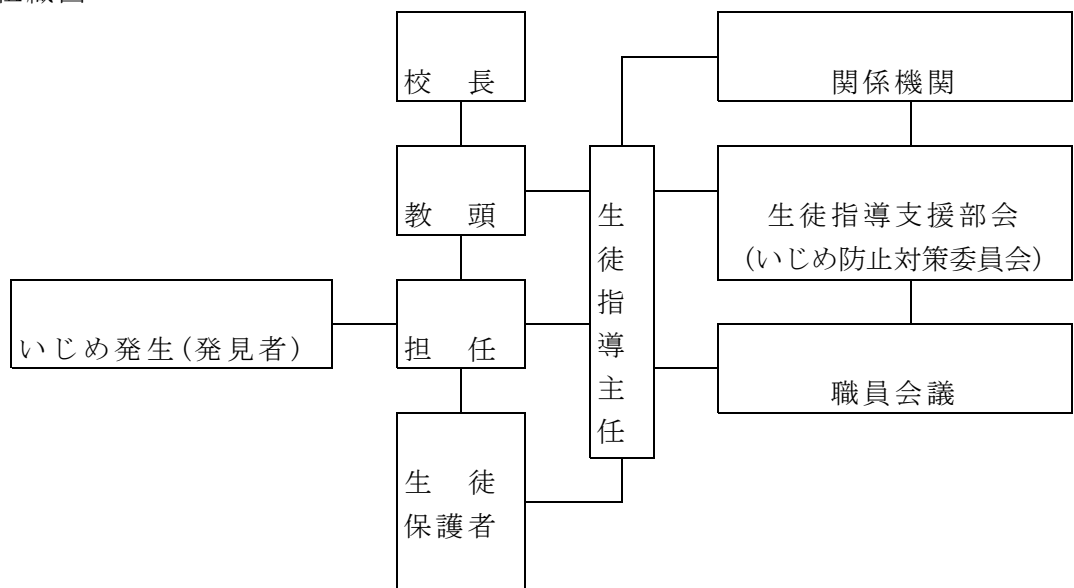
⑥ 謝罪の会を開催する

いじめの解決のために「謝罪の会」を開催する。

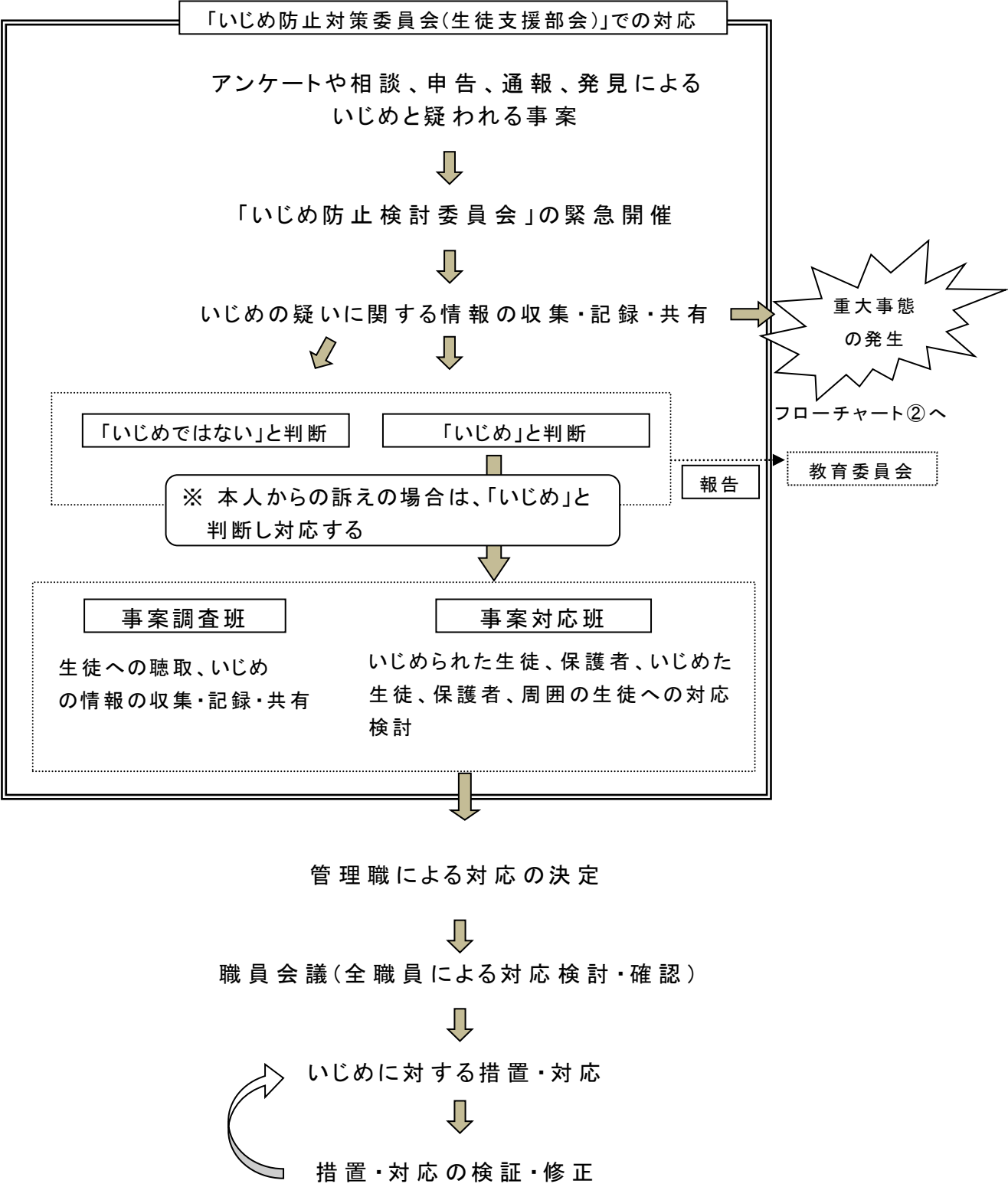
謝罪をしっかりと行わせるために、双方の保護者と管理者を含む関係職員が一同に介して行う。厳粛な雰囲気の中で行われ、謝罪の記憶は加害者のその後の生活の中で間違った行為へのブレーキとなるようにする。

また、一連の詳細については、いじめ防止対策委員会で話し合い、その後全職員で共通理解を図りつつ組織的に行うこととする。管理職は文書で委員会へ報告する。

⑦ 指導組織図

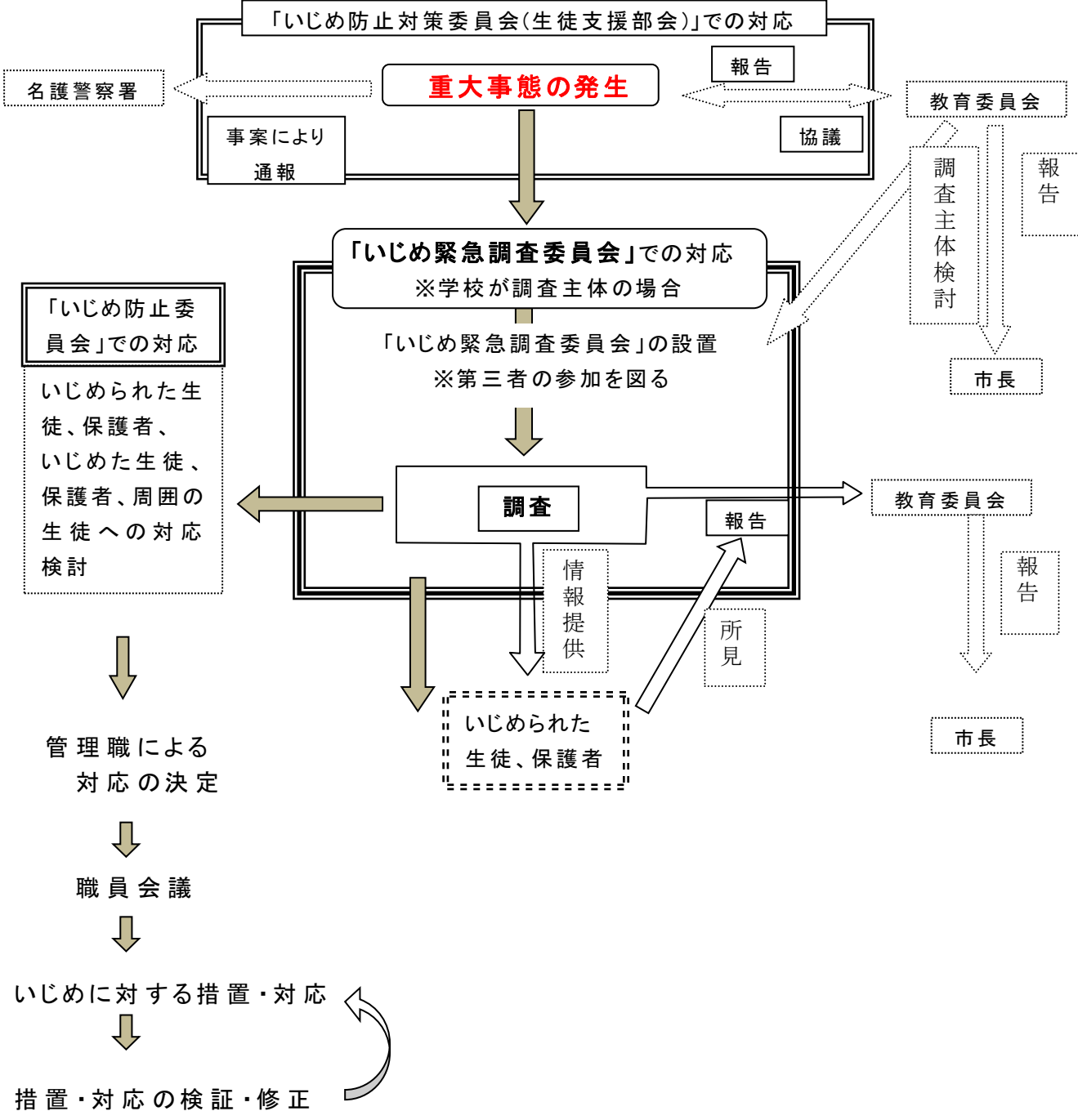


いじめ事案への対応フローチャート①



※ いじめ事案の内容によって学校が必要と認めたときは、所轄警察署に相談・通報し連携する。

いじめ事案への対応フローチャート②



※ 重大事態の調査主体が市教育委員会の場合は、市教育委員会へ資料等の提出など調査に協力する。
 ※ 調査によって明らかになった事実関係については、いじめられた生徒、保護者に対して、適時・適切な方法で調査結果の提供・説明を行う。